

共同声明

「朝日新聞社の報道について」と題する書面について

2021年12月6日

株式会社フェニックス
淡島ホテル債権者の会

株式会社オーロラ、グッドリゾート株式会社の両社は、2021年11月29日付でグッドリゾートのホームページ上に、連名で、「朝日新聞社の報道について」と題する書面を掲載しました。

その内容は、朝日新聞社の報道記事が、「事実とかけ離れた報道」であり「弊社への裏取りや具体的根拠なく、対立当事者の一方的とも思える主張を鵜呑みにして報道された」ものと非難し、自社らの行為を正当化するものです。

しかし、私たちは、報道記事の内容こそが体験した事実であり、両社の反論内容こそが、事実とかけ離れたものです。

憲法第21条で保障される表現の自由、報道の自由は、民主主義社会において国民の知る権利を充足するためにあるものであり、報道機関への不当な攻撃は国民の知る権利に対する攻撃であるという観点から許されないものです。

私たちは、淡島ホテルで起きている真実を、地域のみなさん、国民のみなさんに知っていただきたく、あえてここに事実経過を公表いたします。

1 両社は、2020年6月に新たな運営会社（ワン・リゾート株式会社のこと）を設立し、事業を支援してきましたが、GOTO トラベル終了後には赤字に転換し、5000万円を超える赤字を補てんしてきたと主張します。

しかし、両社は、2018年4月に、株式会社淡島ホテルを買収以降（事業譲渡そのものが無効と裁判所で判断されている）、別の運営会社（株式会社Go）を使い事業を行いました。この会社も取引先への多額の負債を抱えて事実上倒産しています。

両社はその経営責任も取らないまま経営を投げ出し、新たにワン・リゾート株式会社名で事業を継続したというのが実態です。

2 両社は、ホテル経営は5000万円を超える赤字でありこれを補てんしたと主張します。

しかし、無効な事業譲渡であるとして破産管財人が否認権を行使する中で、破産手続

業務には一切協力することはなく、他方で、購入すれば他の債権者よりも優先的に債権が回収できるかのように述べて、淡島ホテルの建物の持分所有権を、200名を超える債権者被害者に有償譲渡したり、グッドリゾート株式会社の会員権（ロイヤルリゾート会員権）を販売したり、資金稼ぎを行ってきました。

その売上金は、両社が丸取りしており、極めて悪質な開き直りに過ぎません。

債権者の会は、このような二次被害を受けた債権者のみなさんの被害回復も求めて活動を続けています。

3 両社は、2021年9月上旬に独立採算制を通告した、と無責任な開き直りをしています。通告の当事者は誰なのか、それが法的にいかなる意味を持つのか、全く理解不能です。

ホテルの収入の大部分は、旅行会社が徴収した旅行代金の支払、カード会社からのクレジットカード料金の支払です。両社は、これらの支払を受ける口座を株式会社淡島マリンパーク名義の口座で受け取ったり、グッドリゾートの口座で受け取ったりしてきました。

その売り上げは、本来旧株式会社淡島ホテル（現：株式会社AWH）の資産や営業に関連する利得であり、現場運営の経費に充てられてしかるべきであり、また、無効な事業譲渡に基づく利得であり破産財団に返還されるべきものです。

4 両社は、「総支配人と経理部長が外部の第三者と組んで、新会社を設立、従業員を引き抜き、食材等の物品を横領してホテル運営を行おうとしている」との情報を受けて、「運営会社社長は、3名を会社に対する背任、物品などに対する横領などを理由に懲戒解雇し、他の引き抜き対象となっていた従業員を解雇した」、としています。

しかし、3名らの幹部従業員は、独立採算制を通告され資金が枯渇する中で、未払の取引先への買掛金や未払給与を支払おうとしただけで、私的な横領などしていません。また、両社は自ら「独立採算制」を現場に通告しながら、その子会社である運営会社が独立採算への努力をする幹部社員を横領で懲戒解雇する、というのも論理矛盾です。

なお、運営会社であるワン・リゾートの代表者は、既に2020年12月、取締役を辞任し、その後会社やホテルには全く関与しておらず、姿すら現していません。ワン・リゾートは、代表者辞任後、役員変更登記がなされていないだけで、実体のない幽霊会社です。

その幽霊会社名で発令されたのが、「懲戒解雇通知」でした。懲戒解雇処分を行うには、懲戒事由が存在すること、懲戒事由に対して懲戒処分の内容が相当性を有すること、に加え、被懲戒者に対して告知・聴聞を行い十分な弁明の機会を与える手続が必要など、運営会社からの調査・弁明の機会は一度もありませんでした。

明らかな不当解雇であり、懲戒解雇は法的には無効なものです。

5 さらに、両社は、他の従業員は、自主退職ではなく解雇であると主張しますが、他の従業員らは、解雇通知すら受け取っていません。オーロラの担当者は、電話でホテルの幹部従業員に、従業員は11月15日付で解雇する、と述べたそうです。

どうして、使用者でもないオーロラの担当者が別会社である運営会社に代わって解雇することができるのでしょうか。

これは、ワン・リゾートが実体のない幽霊会社であることを自ら証明するとともに、オーロラが実際上は業務に関する指揮命令権を有していることを証する重要な事実です。

両社は、従業員の未払賃金、取引先への買掛債務に対し、当然支払うべき法的義務があります。

事実は、絶望の淵に追いやられた従業員らは運営会社から解雇通知も届かず、給与も3カ月余り支払われない中で、ハローワークに相談し、給与未払を理由に自主退職を申し、会社都合扱いでの雇用保険の受給を申請したというものです。

6 企業には自社の利益のみを優先するのではなく、そこに関わるステークホルダーである従業員、株主、取引先、そして社会一般に対して、その利益を尊重し共存する使命があります。現在、世界では、SDGs（持続可能な開発目標）の重要性が強調されており、各企業はその姿勢を厳しく問われています。

両社は、株式会社AWHの破産手続にも抵抗し、ついに代表者らは破産法違反の罪で起訴されました。

代表者らがこれから進行する裁判で有罪となるか無罪となるか、は重要な問題ではありません。誰もが眉をひそめるようなグレーなビジネスをやっていることに対する両社の社会的責任こそが今、問われています。

まともな企業であれば、逮捕起訴された幹部がそのまま役員に居座り、留置場の中から経営の指示を出すなどありえないことです。役員解任すらできない会社に、ホテル経営を語る資格はなく、また自浄能力は全く期待できません。

両社は、これらの自社最高幹部の不祥事について、これまで社会に対して納得のいく説明責任を一切果たしていません。説明責任を果たさず、沈黙を続ける両社に「一方的とも思える主張を半ば鵜呑みにして報道」などと批判をする資格などないのではないのでしょうか。

7 残念なことは、債権者ら多数の善良な市民に対して経済的被害を拡大し、取引先や従業員をないがしろにする両社に対して、名だたる旅行会社をはじめ少なからぬ観光関連事業者の方々が、未だに取引を継続していることです。

これまでは、事情がわからなかったという弁明ができたとしても、この先も同様な対

応を継続するならば、悪行に対して加担したという企業の社会的責任を問われることになりかねません。

両社と取引関係のある事業者のみなさまには、賢明なご判断をされることを期待するとともに、新たに動き出した株式会社フェニックスによる淡島ホテルの真の再生に向けてご支援を心から訴える次第です。

以上